

「国内排出量取引制度の法的課題について」（平成 24 年 3 月）から
関連する議論の紹介（憲法上の課題について）

令和 6 年 5 月 17 日

環境省 大臣官房 環境経済課 市場メカニズム室

環境省が平成 20～23 年度にかけて実施した「国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会」の報告書「国内排出量取引制度の法的課題について」（平成 24 年 3 月）から、今回の検討会において参考となる議論を紹介する。なお、付しているページ数は同報告書のものである。

1. 営業の自由（憲法第 22 条第 1 項）との関係 [P. 14-17]

● 論点

- ✓ 温室効果ガスの排出規制による自由の制約が正当な目的に比例した程度であるか。

● 整理

- ✓ 国内排出量取引制度（総量規制を前提としつつ、遵守方法として排出枠の取引を認め、市場メカニズムの活用を図るもの）による温室効果ガスの排出総量規制は、必然的に営業の自由を制約する。
- ✓ 公共の福祉の観点から、比例原則に照らして、排出規制を行うことを正当化しなければならない。
 - （温室効果ガスの排出規制の）目的とは、地球温暖化を防止することであり、その正当性については、自然科学の知見によって導き出されるから、法的な問題にはならないと思われる。
 - 温室効果ガスの排出を規制する手法には様々な手段がある。
 - 有償割当の場合には、枠の購入費用の負担が「営業の自由」に対する直接的な制約となり、無償割当よりも強い制約となると考えられる。
 - 国内排出量取引制度は、取引なしの排出総量規制と比べて柔軟な遵守措置が認められており、営業の自由の侵害度は、単なる排出総量規制と比べて緩和されていると考えられる。
- ✓ 取引なしの総量規制と比べて、比例原則に照らして営業の自由を不当に侵害しているとは言えないと考えられる。

2. 平等原則（憲法第 14 条第 1 項）との関係 [P. 17, 18]

● 論点

- ✓ 国内排出量取引制度の以下のような制度設計要素について、平等原則に反しないか。
 - 対象となる業種・セクターを一定の範囲に限定すること
 - 制度対象となる企業の選択
 - 互いに競争関係にある部門同士に規模要件等の裾切り基準が設定された場合
 - 新規参入企業のために排出枠の一部を取り置き、既存企業と異なる仕組みで配分する

● 整理

- ✓ 業種・セクター・企業・施設について、制度対象と対象外とを分けることが合理的な区別であるならば、直ちに平等原則に抵触するとされることはない。
- ✓ 早期に排出量の削減努力を行った者や国際競争の激しい領域にいる者を優遇しても、それが合理的区別とみなされる限りにおいて、平等原則違反に問われることはないと考えられる。

3. 財産権（憲法第 29 条）との関係 [P. 19-21]

● 論点

- ✓ 排出枠は、財産的価値を持つものとして整理されるが、日本政府が事後的に制度変更や価格上限の設定・発動を行った場合に価格が変化する可能性がある。排出枠の価値が低下した場合、これに対し何らかの損失補償の枠組みを整備する必要があるか。

● 整理

- ✓ 制度変更による損失補償の場合
 - （事後法による財産権の内容変更に関する最高裁判決¹の）判示に従えば、不利益変更の違憲性は、排出枠の性質・制度変更の程度・保護公益の性質の 3 点の相関関係により判断されるであろう。
 - 国内排出量取引制度における制度変更については、それが行きすぎた財産権制約に該当せず、かつ、一般的に行なわれる限り、憲法上の損失補償が必要な場合は殆どないと考えられる。

¹ 最大判昭和 53.7.12 民集 32 卷 5 号 946 頁

- ✓ 制度の当初から定められていた措置（価格上限の設定・価格の調整等）によって損失を被った場合
 - 事後的な制度変更に伴うものではなく、排出枠に内在する制約とみなすことができ、当然に損失補償は不要。
- ✓ （不利益変更が合憲であったとしても、）取引の活性化・制度の発展のために政策的な補償を与えることが考えられないわけではない。

4. 租税法律主義（憲法第 84 条）との関係 [P. 18, 19]

● 論点

- ✓ 有償割当を導入するに当たって、租税法律主義との関係をどう整理すべきか。

● 整理

- ✓ 判例²は、租税法律主義が租税以外の公課と無関係でないことを示している。租税法律主義は、金銭徴収の要件や手続の法定を要請するだけでなく、その明確性、すなわち、法律による高い規律密度も要求している。
- ✓ 法律により（有償割当を）規律する場合にも、相応に高い規律密度が求められる。

5. まとめ [P. 21]

国内排出量取引制度は単純な総量規制よりも営業の自由への侵害度が緩和されているものとの認識に立ち、各種の制度設計要素が比例原則及び平等原則に照らして合理的根拠に基づいていれば、憲法の趣旨に違反するとは言えないとの結論に至った。

（事後的な制度変更により制度対象者に損失が出た場合について）一義的には憲法上の損失補償を行う場合には当たらず、財産的価値を持つものに関する不利益変更に当たるかどうかは排出枠の性質・制度変更の程度・保護公益の性質の3点の相関関係により判断されることとなる。もともと排出枠は、性質上、制度変更を伴うものであると考えるならば、行き過ぎた制度変更でない限り、制度変更自体は排出枠に内在する制約であるとみなすことも可能である。一方、（略）制度の当初から定められていた措置によって損失を被った場合には、排出枠に内在する制約であり、補償は不要である。

² 最大判平成 18.3.1 民集 60 卷 2 号 587 頁 旭川国民健康保険料事件